

5川情個第19号
令和5年10月23日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

令和4年6月23日付け4川総コ第37号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分は、5（3）で述べる公務員の氏に係る部分を除き妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和2年2月14日付けで、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号（令和4年川崎市条例第76号による廃止前のもの）。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関より審査請求人宛てに行政処分（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条に基づく審査請求人の子の一時保護決定。以下「本件一時保護決定」という。）がなされた平成23年以降、当件に係る全ての資料、文書、記録等の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（2）実施機関は、本件請求に係る情報として、当初、本件一時保護決定についての情報の開示請求と解釈し、一時保護が解除されるまでの平成24年5月分までの情報につき、令和2年3月3日付けで一部承諾処分（以下「本件処分1」という。）を行った。

その後、審査請求人から、本件一時保護決定に続く児童養護施設入所措置等に関する情報も含むものであるとの連絡があった。

そこで、実施機関は、改めて本件処分1で特定した情報より後の日付の情報について、本人宛ての通知関係文書を特定し、令和2年5月12日付けで全部承諾処分（以下「本件処分2」という。）を行うとともに、経過記録、電話相談記録、手紙及び所内会議記録を特定し、それぞれその一部は、条例第17条第1号、第3号又は第6号に該当するものとして、同日付けで一部承諾処分（以下「本件処分3」という。）を行った。

（3）審査請求人は、令和2年10月19日付け審査請求書及び令和2年11月26日付け補正書で、本件処分3の取消し及び不開示部分の開示を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第204号事件。以下「本件審査請求」という。）。

（4）本件審査請求は、条例第33条第1項に基づいて行われたものである。当審査会は、川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則第2項規定による廃止前の条例に基づき審査を行うものである。

3 審査請求人の主張要旨

令和2年10月19日付け審査請求書、令和2年11月26日付け補正書、令和3年5月9日付け反論書、令和3年9月29日付け再反論書、令和4年1月31日実施の審査庁による口頭意見陳述、令和5年2月6日付け意見書及び令和5年4月18日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分3の取消し及び不開示部分の開示を求める。経過記録等の資料があり、存在する事実は確認できるが、ページ全部又はかなりの部分に及ぶ黒塗りで、内容が分からず、審査請求人が求めているものが全く得られない。その理由を個人情報につき、としているが、審査請求人に関するものも多いはずであり、保護する利益はない。
- (2) 請求対象は、実施機関と最初の接触をした平成23年4月上旬（又は、「加害者」が不当に実施機関に連絡等を入れていた場合は、それ以前からとなる場合もあり）から、実施機関が審査請求人と一切の関わりを離れるまでの全期間である（※令和5年4月18日実施の当審査会による口頭意見陳述によれば、審査請求人は、審査請求人の元配偶者及び審査請求人の親族等をDVの加害者であるとして、同人らを「加害者」又は「加害者ら」などと表現しているとのことである。以下では、審査請求人がいう「加害者」を原則として「元配偶者等」と表記するが、元配偶者に限定されている場合は「元配偶者」と表記する。）。
- (3) 条例第17条第1号中の列記不開示情報項目のどれに該当するか不明である。
「相談」であれば、「相談」等を審査請求人がしているのであり、当然、相談内容は承知のため、当該情報は「不開示情報」に該当しない。
「指導」であるなら、行政指導に際しては、「……その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。」（行政手続法（平成5年法律第88号）第35条第1項）、「……行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。」（同法第32条第1項）のであり、明示義務と共にその内容についての任意協力を得る必要があることから、実施機関の主張は当該法令等の趣旨を逸脱し、違法であり不当である。
- (4) 条例第17条第3号について、当初からの相談等における実施機関とのやり取りは、「請求者が知ることができる情報」（条例第17条第3号ア）であり、不開示情報の適用除外であり、開示すべきものである。全面マスキング処理をされたものが、かなりの枚数に及ぶが、基本的事項も含めそれらの内容把握は不可能である。当該処理は、不開示部分を除いた部分につき開示しなければならないとする条例第18条に反する。
- (5) 条例第17条第6号について、同号アからオまでのどれに該当し、何により「おそれ」等が生じるのかが不明であり、説明を求める。
- (6) 平成23年12月に実施機関が本件一時保護決定をした。審査請求人の要望に反し、実施機関は法的義務を有する決定通知書の発行を怠っている。それを近年になり、実施機関は「過誤」と認め、当該文書を後年の発行日付で発行してきた。審査請求人は、「不利益処分」（※審査請求人は、本件一時保護決定や児童養護施設入所措置のことを「不利益処分」と呼称しているため、以下でもその表現を用いることとする。）時に実施機関が発行すべき決定通知書を受け取っていない。つまり、開示文書中に、当該決定通知書の原本（以下「通知書原本」という。）が含まれるのが当然のはずだが、実施機関用控えなどがあるのみで、通知書原本及び送達記録もない。通知書原本は審査請求人に対するものであり、不開

示対象となる訳がない。それにもかかわらず、開示文書内に不存在である。そのため、通知書原本を含む全通知書の原本とその送達記録の開示を求める。

- (7) 実施機関に審査請求人が連絡を入れたことで、実質、準備が整っていた審査請求人の子の通学再開が中断するという、意に反する事態に陥った。実施機関の指示を受けて会いに行った教育担当者は当該通学をただ強硬に反対した。行政機関は個人情報の守秘義務を有するが、審査請求人に確認することなく、元配偶者等と面談し、審査請求人らに関して情報交換するのは不当であり、審査請求人らにとっては危険以外の何ものでもない。よって、「……開示することが必要であると認められる情報」（条例第17条第3号イ）に該当し、開示を求める。

特に丁寧な開示請求対応を求める理由としては、開示書類内にみられる事実齟齬記載の故である。例えば、住まい問題の危惧から本件一時保護決定をしたという点では、当時、既に転居先確保済みでありそのことは実施機関も掌握していたこと等である。

- (8) 親権者双方に対し不利益処分には連絡義務を有するものと思われるが、送付義務が何れに対しても果たされていないなら、原本所在も含め、関連する記載の指定及び開示を求める。

審査請求人が居住するわけがない事実を充分承知していたはずなのに、元配偶者住居地を保護者住所や送付先としている理由の説明を求める。記載につき、関連文書の開示と、全ての原本通知書送付記録の開示を求める。

元配偶者等と面談対応を行っていた教育担当者は、個人情報保護の観点から問題が生じる。そして、元配偶者等による各所での聞き出し行為が当時確認されており、教育担当者と密に連絡をとっていた実施機関担当者の対応は、不当な個人情報の扱いで、その関連記録についても開示対応を求める。

4 実施機関の主張要旨

令和3年1月15日付け弁明書、令和3年6月14日付け再弁明書、令和4年1月31日実施の審査庁による口頭意見陳述及び令和4年12月13日実施の実施機関諮問事案説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る実施機関の業務は次のとおりである。

平成23年12月7日、実施機関は、本件一時保護決定を行った。

平成24年5月29日、本件一時保護決定を解除する決定を行うとともに、同日、審査請求人の子について、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童養護施設入所措置決定を行った。

平成27年8月25日、児童養護施設入所措置を平成28年3月31日まで延長する決定を行った上、同日、児童養護施設入所措置を解除する決定を行った。

- (2) 本件請求の内容は、実施機関より、審査請求人宛てに本件一時保護決定がなされた平成23年以降、当件に係る全ての資料、文書、記録等である。

- (3) 本件処分1で特定した情報より後の日付の情報のうち、①経過記録（平成24年5月25日～令和2年2月20日）、②電話相談記録、③平成28年5月20日送付手紙及び④所内会議記録を特定し、それぞれ、その一部については、条例

第17条第1号、第3号又は第6号に該当するため、本件処分3を行った。

- (4) 条例第17条第1号に当たる不開示情報は、審査請求人の評価や指導に関する情報で、専門的見地から行う指導上の方針、方法、内容、所見等を記録しており、本人に開示することになれば指導の目的達成を著しく困難にするおそれがある。または「相談に関する情報」すなわち、相談内容を処理するための協議、調査内容等を記録しており、本人に開示することになれば相談業務の目的達成を著しく困難にするおそれがある。よって、同号に該当するものとして、不開示としたものである。

なお、本件処分3における、条例第17条第1号にいう「診断」、「指導」に該当する情報とは、児童相談所業務である「医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定」、「指導」（児童福祉法第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、同法第12条第2項（令和元年法律第46号による改正前のもの））のことである。

- (5) 条例第17条第3号に当たる不開示情報は、審査請求人以外の個人に関する情報の記載であり、本人等以外の特定の個人を識別することができる情報や、これを開示することにより本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、同号に該当する情報であることから、不開示としたものである。
- (6) 条例第17条第6号に当たる不開示情報は、実施機関における相談援助事業を遂行する上での様々な具体的な業務手法に関する記載や、実施機関における相談援助事業を遂行するための関係機関との連携や相談に関する記載である。

このうち、具体的な業務手法に関する記載については、これを開示すれば、実施機関における相談援助事業を行う上での重点項目や手法が明らかとなり、その開示内容が拡散されることがあれば、実施機関における相談援助事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、児童相談所業務においては、関係機関との情報共有と連携を強化し、一体的な支援体制を構築することは不可欠であるところ、その具体的な情報共有・連絡状況を開示することにより、関係機関から支援に必要な情報や今後の協力が得られなくなる等、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当するものとして、不開示としたものである。

- (7) 通知書原本は名宛人に送付するため実施機関には存在しない。通知書原本のほか、審査請求人が主張する「全ての原本通知書送付記録」については、本件処分2として、全部承諾処分を行い、対応している。

また、審査請求人が主張する原本通知書送付記録のうち、元配偶者住居地を「保護者住所」として記載しているものの送付先は、審査請求人から聞いていた住所地としている。

審査請求人が主張する教育担当者との関連記録については、本件請求の対象保有個人情報としたもの以外には存在しない。

5 審査会の判断

(1) 審査の範囲

当審査会は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号（令和4年川崎市条例第77号による改正前のもの））第25条第1項に基づいて設置されているものであり、その任務は、審査庁からの諮問に応じ、調査審議することである。本件審査請求に係る審査庁からの諮問内容は、本件処分3の維持が適当であるとの審査庁の判断についての調査審議である。この点、審査請求人は、本件一時保護決定や児童養護施設入所措置等の手続の妥当性の調査審議をも当審査会に求めるが如き主張をしているが、それは当審査会の任ではない。そのため、以下では、本件処分3の違法性・不当性の有無についてのみ検討する。

(2) 条例第17条第1号該当性について

条例第17条第1号は、「開示請求に係る本人……の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」については、不開示とするものと定めている。

当審査会において、本件処分3に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）のうち、条例第17条第1号に係る不開示部分を見分したところ、当該不開示部分には、審査請求人に係る評価や指導等に関する情報が記載されていると認められた。当該不開示部分は、児童福祉法の規定により実施機関（児童相談所）が行う業務に関連して記載されたものであり、もし当該情報が開示されることになれば、正確な情報が記載できなくなり、当該業務に支障を生じるものであると認められる。そのため、条例第17条第1号に基づき、不開示とすることが妥当である。

(3) 条例第17条第3号該当性について

条例第17条第3号は、「本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの……」については、不開示とするものと定めている。

当審査会において、本件保有個人情報のうち、条例第17条第3号に係る不開示部分を見分したところ、当該不開示部分には、本人以外の個人に関する情報であって、本人以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められた。

もっとも、本件保有個人情報のうち、「経過記録」のNo.2.に記載されている「日付：平成25年04月01日（月）13：00」の項目にある不開示部分6行目では、他の箇所では条例第17条第3号ウの定める公務員の氏として開示されている部分が不開示とされている。そのため、当該部分については、開示すべきである。

その他の条例第17条第3号に係る不開示部分については、同号アからエまでに該当する情報が記載されているとは認められないため、不開示とすることが妥当である。

(4) 条例第17条第6号該当性について

条例第17条第6号は、「市の機関……が行う事務又は事業に関する情報……であって、開示することにより、……当該事務又は事業の性質上、当該事務又は

事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、不開示とするものと定めている。

当審査会において、本件保有個人情報のうち、条例第17条第6号に係る不開示部分を見分したところ、当該不開示部分には、実施機関（児童相談所）における相談援助事業を遂行する上での具体的な業務手法や、関係機関との連携や相談に関する情報が記載されていると認められた。

当該情報が開示されると、相談援助事業を行う上での重点項目や手法が明らかになり、また、関係機関から必要な情報や協力を得られなくなるなど、今後の相談援助事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。そのため、条例第17条第6号に基づき、不開示とすることが妥当である。

なお、審査請求人は、条例第17条第6号アからオまでのいずれに該当するかが明らかでない旨主張しているが、本件で用いられているのは同号柱書後段であると認められるため、その主張は失当である。

(5) 本件保有個人情報以外の保有個人情報の有無について

審査請求人は、本件保有個人情報以外にも本件請求の対象となる保有個人情報が存在するはずである旨主張している。一連の経緯を見るに、審査請求人がそのように感じるであろうことは理解できなくもないが、当審査会事務局職員をして調査させたところ、本件請求の対象保有個人情報は本件保有個人情報以外に確認できなかった。そのため、本件保有個人情報以外に本件請求の対象となる保有個人情報が存在するとは認められない。

以上の次第で、前記1の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 板 垣 勝 彦

委員 田 所 美 佳

委員 早 川 和 宏

委員 本 間 春 代